

会 議 録 目 次

平成31年第2回海田町議会臨時会（第1日目）

平成31年4月10日（水）午前9時00分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	常任委員会委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 4	議会運営委員会委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 5	承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例 の一部を改正する条例）・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日 程 第 6	第19号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・	7
日 程 第 7	発議第1号 閉会中の継続調査事件について・・・・・・・・	13
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	14

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	櫻竜俊
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	湯木淳子
財政課	長	吉本真人
総務課	長	近森茂
税務課	長	片山茂
子ども課	長	森川雅枝

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局	長	辻千奈美
主査		水野啓太
主事		木村俊英

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 常任委員会委員の選任について
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第5 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 第19号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 発議第1号 閉会中の継続調査事件について

11. 議事の内容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）一同起立、礼。御着席ください。

皆さんおはようございます。本日は御苦勞様です。ただいまの出席議員数は 15 名で
ございます。定足数に達しておりますので、平成 31 年第 2 回海田町臨時会を開会いた
します。なお本日は、地方自治法第 121 条の規定により、町長及び説明の委任を受けた
者の出席を求めています。また本日は、報道関係者のカメラ等の撮影を許可しており
ますので、御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。この際町長からの発言の申し出がありますので、これ
を許します。西田町長。

○町長（西田）皆さん改めましておはようございます。早朝より大変御苦勞様でございま
す。

本日は、3 月定例会で申し上げましたとおり、海田町税条例の一部改正につきまして、
専決処分の承認 1 件と条例改正 1 件を提出させていただいております。十分に審議の上
議決を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。以上、本臨時会招集にあたりまし
ての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日
程第 7 に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員  
は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、11 番、岡田議員、12 番、多田議員を  
指名します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 3、常任委員会の常任委員会委員の選任についてと、日程第 4、議  
会運営委員会の委員会委員の選任については関係がありますので、一括議題といたしま  
す。はい、大江議員。

○5 番（大江）日程第 3 及び日程第 4 の委員の選任につきましては、選考委員会を設けて

いただきたいと思います。議長、副議長を含む7名の方を選任いただいて、選考委員会において常任委員会及び議会運営委員会委員の選考を行っていただきたいと思います。選考委員の選任につきましては議長に一任したいと思います。なお、常任委員会については、これまでどおり各議員に希望を取っていただきたいと思います。

以上、動議を提出いたします。

(「動議賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) はい、ただ今、大江議員より常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について、正副議長を含めた7名の選考委員を選出して、そこで選考されるよう、また、選考委員会の選任については議長に一任をし、常任委員会について希望を取られたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので本動議は成立いたします。

よって、本動議を直ちに議題として採決をいたします。お諮りいたします。本動議のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、動議のとおりこれを決します。

それでは、選考委員の指名を行います。選考委員は、正副議長及び崎本議員、多田議員、佐中議員、大高下議員、兼山議員、以上7名を選考委員に決定いたします。

これより常任委員会の希望を取ります。用紙を配付いたしますので、自己の氏名及び第1希望、第2希望を必ず記入していただきたいと思います。では、用紙を配付します。

(用紙配付)

○議長(桑原) 繰り返しますが、自己の氏名及び第1希望、第2希望を必ず記入していただきたいと思います。記入漏れはないですか。はい、それでは用紙を回収します。

(用紙回収)

○議長(桑原) 選考委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。再開時間は追って通知します。選考委員の方は委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前9時08分 休憩

午前9時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいま、選考委員会において各常任委員会の割り振りが決まりましたので御報告い

たします。委員会条例第5条第2項の規定により、総務文教委員会委員に、小田議員、兼山議員、下岡議員、前田議員、佐中議員と私、以上6名でございます。福祉厚生委員会委員に、富永議員、大高下議員、住吉議員、岡田議員、多田議員、以上5名、建設産業委員会委員に、大江議員、宗像議員、久留島議員、崎本議員、以上4名でございます。予算委員会委員に全議員をそれぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よってただいま指名したとおり、決定いたします。

続いて、委員会条例第5条第2項の規定により、議会運営委員会委員に、富永議員、大高下議員、兼山議員、久留島議員、多田議員、崎本議員、佐中議員、以上7名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。ただいま指名をした方を、議会運営委員会委員とすることに決定をいたします。なお、議長は、公平中立の立場から、常任委員会委員を辞任させていただきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、議長は、委員を辞任させていただきます。

それでは、予算委員会から委員会室で正副委員長の互選を行っていただきたいと思います。また、予算委員会互選終了後に、総務文教委員会は議員控室、福祉厚生委員会は議長室、建設産業委員会は委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。

なお、議会運営委員会については、各常任委員会の互選終了後、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時23分 休憩

午前10時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいま各常任委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務文教委員会委員長、下岡議員、副委員長、佐中議員。福祉厚生委員会委員長、富

永議員、副委員長、多田議員。建設産業委員会委員長、宗像議員、副委員長、久留島議員。予算委員会委員長、佐中議員、副委員長、崎本議員、以上でございます。

続いて、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告いたします。議会運営委員会委員長に崎本議員、副委員長に富永議員と決定いたしました。

以上で、日程第3と日程第4についての審議を終了いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第5、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第1号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税事務上必要があり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、本年3月29日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）それでは、承認第1号、専決処分をした事件の承認について御説明いたします。議案書1ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、町議会に報告し承認を求めます。専決処分の内容については、別紙専決処分書のとおりで、専決処分年月日は平成31年3月29日です。

議案書2ページをお開きください。資料については、資料1の海田町税条例の一部を改正する条例の概要、資料2の海田町税条例新旧対照表をお願いいたします。改正内容につきましては、資料1の条例の概要で御説明いたします。今回の改正は平成31年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、海田町税条例の一部を改正したものでございます。

個人町民税、固定資産税及び軽自動車税関係の改正については、いずれも引用条項等の整理を行うものでございます。施行期日は平成31年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）はい、15番、佐中です。軽自動車税の問題で、1年以上前にこの問題が出されて可決をしておる訳ですけれども、いわゆる個人町民税は、1月1日が基準になってますし、固定資産税もそうですが、軽自動車税は、4月1日が基準になって、今まで決めた内容がここに出されておるといように私感じておるんですが、変わった点、あるいは、法でですね、どういうのかな、変更になったというこの点の差異というかね、これが分かりにくいので、説明を求めます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）失礼しました。ただいま議員から御質問がございましたのは、軽自動車税のこれまでと今回の改正内容が同じものだと思われるんですが、どのようなところが変わっているのかという御質問だったかと思えます。

今回こちらの専決部分で改正をさせていただいたのは、軽自動車税の種別割に係るグリーン化、今までの軽自動車税のところ、重課という部分がございましたけれども、今度は、10月1日からですね、軽自動車税の、今まで軽自動車税と呼んでおりましたものが軽自動車税の種別割という形で名前が変わります。その際に、軽自動車税自体は、平成31年度が最後ということになりますので、その文言の整理を行ったもので、内容が変わるものではございません。以上でございます。

○議長（桑原）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより承認第1号についてを採決いたします。お諮りいたします。承認第1号について、原案のとおり承認するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第19号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 19 号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）それでは、第 19 号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書 5 ページを御覧ください。資料については、資料 3 の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要、資料 4 の海田町税条例等新旧対照表をお願いいたします。改正内容につきましては、資料 3 の条例の概要で御説明いたします。

今回の改正は、平成 31 年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、先ほど専決処分の御承認をいただいた以外の部分について一部改正するものでございます。主な改正について御説明いたします。

1 の個人町民税関係の改正でございます。

（1）の部分は、住宅ローン控除制度の見直しです。個人町民税の住宅ローン控除について、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住した場合で、消費税等 10 パーセントが適用される住宅取得等について、控除期間を現行の 10 年から 3 年延長し、13 年とするものでございます。施行期日は公布の日でございます。次に、この住宅ローン控除の適用手続の要件緩和でございます。個人町民税の住宅ローン控除について、納税通知書が送達されるまでに提出された申告書に住宅ローン控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とするものでございます。これにつきましても、施行期日は公布の日でございます。

次は、（2）の寄附金税額控除の見直しでございます。寄附金税額控除における特例控除額の適用対象について、総務大臣が指定した都道府県又は市区町村に対する寄附金に限るとするものでございます。施行期日は平成 31 年 6 月 1 日でございます。

（3）は、申告書記載事項の簡素化でございます。これは、年末調整を行った給与所得者が申告する場合の申告書記載事項の簡素化に係る規定を新設するものでございます。施行期日は 32 年 1 月 1 日でございます。

それでは 2 ページをお願いいたします。（4）は非課税措置の拡充です。事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の受給者で、前年の合計所得金額が 135 万円以下のひとり親に対する個人町民税を非課税とするという内容でございます。

施行期日は平成 33 年 1 月 1 日でございます。イは、上記のアの措置に伴い給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書の記載事項に、単身児童扶養者に該当する場合は、その旨を追加するものでございます。施行期日は平成 32 年 1 月 1 日でございます。

次に、2 の法人町民税関係の改正でございます。平成 30 年度税制改正により特定法人である、内国法人の法人町民税の申告については、申告書記載事項を地方税関係手続用電子情報処理組織により提出するようになっていますが、電気通信回線の故障等により、地方税関係手続用電子情報処理組織の利用が困難である場合は、町長の承認を受け、書面により申告書を提出することができることとするものでございます。施行期日は、平成 32 年 4 月 1 日でございます。

次の 3 は、軽自動車関係の改正でございます。(1) は、環境性能割の税率の適用区分の見直しです。消費税等引き上げに伴い、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までに取得した自家用軽自動車について、環境性能割の税率を、下の図のように、それぞれ 1 パーセント分軽減するものでございます。施行期日は平成 31 年 10 月 1 日でございます。3 ページ目をお願いいたします。(2) の種別割のグリーン化特例の軽課の見直しでございます。下の左側の表にあります現行のグリーン化特例軽課の適用期間を 2 年間延長するというものでございます。施行期日は、平成 31 年 10 月 1 日でございます。右側の表は、平成 33 年度、34 年度中に、初回新規登録を受けた軽自動車の電気自動車及び天然ガス自動車のうち、自家用乗用車に限り、軽課の特例措置の対象とするものでございます。施行期日は、平成 33 年 4 月 1 日でございます。

最後に、その他でございますが、引用条項等の整理をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。2、3 点お尋ねいたします。

まず、最初の住宅ローンの問題ですが、この期間の中で、14 か月、こういう控除の制度が規定をされておったのが、今度は、13 年延長になるというように判断をしていいのかどうか、お尋ねします。

二つ目には、寄附金控除の見直しの件で、2 番目ですね、総務大臣が指定した都道府県とかいう市区町村、どういうことを指定するのか、内容ですね、その内容によって、

寄附そのものが変更になったり、あるいは該当したりしなかったり、というのがあります。のが、2点目。

3点目、4ページですけれども、軽自動車税の問題で、ここにあるのが電気自動車、天然ガスというのが、75パーセントの軽減になってますが、その下に、その下というか最近の自動車は、もうどんどん開発をされて、電気が中心で、予備としてガソリンを入れるというのが出てきておる訳ですけれども、自動車の種類によって、規定をされた内容によって、この自動車は電気自動車であるとか、あるいは、電気あるいはガソリン併用の自動車であるとか、そういう規定のもとでこれが判断をできるのかどうか。これをお尋ねするんです。

課長さん、新しく来られたんで、私一言言いますけども、議案に出された問題は、質疑です。質問ではございませんので、先ほどから気になるので、そのことを言っておきます。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（片山） ただいまの議員の方からいただきました質疑につきましては、住宅ローン控除の関係、で、まず1点、ふるさと納税寄附金、税額控除の関係で1点、軽自動車税の関係で1点、この3点について御質問いただいたというふうに認識しております。住宅ローン控除の、質疑でした失礼いたしました。質疑をいただいたと認識しております。

住宅ローンの関係は、まず、これは単純に13年延長となるということによいかというふうなお尋ねだったかと思っておりますけれども、これにつきましては、平成31年10月1日から12月31日までに消費税等が10パーセントになる住宅を取得し、なおかつその期間中に居住した場合に適用になるものでございまして、31年度中にその要件を満たしますので、32年度から43年度まで13年間が対象になるものでございます。で、その翌年、平成32年1月1日から32年12月31日までに取得しなおかつ居住した場合は、平成33年度から45年度までの13年間が対象になるということでございます。

続きまして、寄附金税額控除の関係、ふるさと納税の関係でございますけれども、これは大臣が指定するというのはどういった形かというふうなお問い合わせだったかと思っております。質疑であったかと思っております。ふるさと納税につきましては、元々の制度がですね、本来なら住所地の市町村に対して、住民税を納税するところなんですけれども、生まれ故郷であったりお世話になった地域に対して、その、税をですね、移譲するよう

なもの、直接的に移すようなものになりますので、まずそれが1点でございます。その中で昨今ですけれども、過度な返礼品の話、お聞きになられたことがあろうかと思えますけれども、過度の返礼品を左右する一部の団体にふるさと納税が集中するという状況が見受けられております。そういったことからですね、制度の見直しをするということになりまして、大臣の方で指定を受けた都道府県、市区町村の方に対する寄附に対して寄附金控除が受けられるというふうに内容が変わったものでございます。その基準というのがですね、寄附金募集を適正にする、実施する地方団体で更に地方団体が返礼品を送付する場合は、返戻品の返礼割合を3割以下というのがまず1点でございます。で、更に、その返礼品は地場産品に限ると、いうこういった基準を設けております。この基準に該当するというのを総務大臣の方で審査をしましてですね、それで認められた団体が、特例控除の対象団体ということになりますので、その団体に対してした寄附、ふるさと納税ですね、それについて、控除を特例分の控除が受けられると、いうことであるものでございます。

続きまして、軽自動車の関係です。電気とか天然ガスの自動車が75パーセント軽減になる議員の御質疑の中で、電気が中心で、臨時的にガソリンを使うようなハイブリットのような物を指しておっしゃられたと思えますけれども、こういったものの判断をどういう形であるのかという質疑の内容だったと思います。これにつきましてはですね、国土交通大臣が指定するというものをですね、こちらの方で判断の基準とするようにしておりますので、それにしたがって、その75パーセントの自家用の自動車についてですね、75パーセントの対象になるかどうかというのは判断していくことになるかと思えます。以上でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）何点か質疑いたします。今回の改正につきましては、住宅ローンに関しても軽自動車税に関しても、消費税が上がるという前提の下に改正される訳ですが、もし改正した後に、消費税が、何か事情で上がらなかったという場合について、これは、国が考えることなんでしょうけど、国がそれを財源を補填をしてくれるのかどうか。その点について一つお伺いします。

もう一つはふるさと納税に関してですが、以前、海田町3割以上ということで、何か指摘を受けたように私は記憶してはるんですが、今後については、指定が受けられる見込みかどうか。その辺について、いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）はい、まず1点目の、消費税が上がらなかった場合ということでございますが、その場合、多分国の方も、地方税法の、また、改正等行われる、法律の改正等が行われることと思いますので、それに合わせた形で海田町の税条例の方も、また、改正する必要が生じることになろうかと考えております。

○議長（桑原）部長、上がらなかった場合はどうするのかという質問だと思うんですが、消費税10パーセントにならなかった場合はどうするのかという。はい、総務部長。

○総務部長（丹羽）そのまま8パーセントになった場合、それはまた、国の方での法律の改正になろうかと思えます。要は、現状の8パーセントであった場合、それにつきましても、当然、消費税法の10パーセントになることを前提で法律改正が行われておる訳でございますので、それは、国の方での地方税法の改正、更なる改正等が行われた上で、また、税条例の方の改正が必要になろうかと考えております。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）2点目につきましては、現在海田町は国の基準を満たしておりますので、国の指定の告示は受けられる見込みでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。資料の3で、先ほどの説明を聞きましたが、(2)で寄附金控除っていう話をしましたが、いわゆるふるさと納税だということを言われました。その上の、いわゆる住宅ローン控除なんです、これは住宅借入金等の特別控除が、これ正式の名前なんです、なぜ寄附金控除はいわゆるふるさと納税で、住宅ローン控除、いわゆる住宅ローン控除はいわゆる住宅ローン控除に出しているのかなという、その言い回しのところは、こういう言い回しになぜしたのかっていうことが一つと、もう一つは、先ほど、10年が13年に延長したということを言われましたが、ただ単に13年、3年延長した訳ではないはず。その11年から13年の間は、少し制限が入っていると思いますが、そこについての説明がなかったので、その説明を教えてくださいませんか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）言い回しの点について、失礼いたしました。言い回しの点について、議員が御質疑の中でおっしゃられた住宅ローン控除についてと、ふるさと納税で、統一感がないという御指摘だと思いますけれども、大変申し訳ございません、そこにつま

してはですね、ちょっとその意識が欠けていた部分かと。で、おっしゃられた内容で間違いございませんので、そこは今後、気を付けて、統一した形、いわゆる、正式名称でいくのであれば正式名称でいくというような形で、できるだけ分かりやすい資料なりに、努めてまいりたいと思います。

それから2点目の住宅ローン控除制度の見直しにつきまして、議員の御質疑の中で、10年から13年に、ただ単に延長された訳ではない。何かほかに制限がかかるのではないかというような、質疑の御趣旨だったかと思えます。この点につきましては、11年目から13年目までこちらについて、これまで、住宅ローン控除は年末の住宅ローン残高の1パーセントというのがございました。今度11年目から13年目までにつきましては、年末の住宅ローン残高の1パーセント、若しくはその取得額から消費税分を引いた、税抜の取得額ですね、税抜の取得額に2パーセント、これは消費税の増税分に対応しているものだと思いますけれども、それを掛けまして、それを3で割ったもの、いずれか少ない額を限度額とするという制限がかかっております。説明は以上でございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第19号議案について採決いたします。お諮りいたします。第19号議案について、原案のとおり決する御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第19号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、発議第1号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。総務文教委員会委員長、下岡委員長。

○7番（下岡）7番、下岡です。閉会中の継続調査事件について提案理由の説明をいたします。

議員各位には、御存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございます。議会の閉会中においては、地方自治法第109条第8

項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ調査を行うことができるものとされております。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について、議員の資質の向上を図り、複雑化、専門化する行政に対応しようとするものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、発議第1号について採決を行います。お諮りいたします。発議第1号について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第1号は、原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。この際、町長より発言の申し出がございますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、慎重かつ熱心に御審議いただきありがとうございました。本臨時会に提出させていただきました議案につきまして、原案のとおり議決いただきまして厚く御礼申し上げます。今後とも、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、本日の議会を閉じます。これにて、平成31年第2回海田町議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦勞様でした。一同起立。礼

午前10時35分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員